

生徒指導部だより

No. 5

北海道岩見沢東高等学校定時制
生徒指導部

令和 7 年 (2025 年)

6 月 20 日 (金) 発行

いじめ把握のためのアンケートの結果について

6月11日、全校生徒を対象とした「いじめ把握のためのアンケート」を実施いたしました。

その結果、自らがいじめにあたる行為によって嫌な思いをしている生徒も、友人が嫌な思いをさせられているのを見たことがある生徒も該当者はありませんでした。

本校のいじめ対策委員会、および職員会議においてアンケート内容を確認し、令和7年6月20日現在ではいじめの認知件数は0件であることをお知らせいたします。

※ 本校では、いじめを見逃さないよう、生徒の対人関係に関する「嫌な思い」について、「いじめ」として認知し、年4回の個人面談週間(うち2回は全教職員で対応)や日常の活動を通じて生徒理解に努め、教員間で情報共有して組織的に対応しています。

※ いじめと認知される事案が発生した際には、心理的・物理的影響を与えられた行為が止んだ状態が3ヶ月続き、当該生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められた場合「解消した」と判断しています。

※ アンケート実施の際に、全校生徒に対し、「岩見沢東高等学校いじめ防止基本方針」を配布し、書かれている内容を説明いたしました。なお、岩見沢東高等学校いじめ基本方針はホームページでもご覧いただけますので内容をご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

いじめの定義ーいじめ対策基本法より

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

SNSの使い方について

スマートフォンに代表されるネット環境は、そのサービスや機能を上手に使うことで、いろいろな知識を身に付けることができます。

しかしその一方で、SNSの投稿がいじめにもつながる要素となるケースが多く見られます。

また、いやな思いをしたときの相談相手として、ネットで知り合った友人をあげるケースが本校に限らず見受けられる状況です。安易に関係性のない他人とつながりを持つことは避けましょう。SNS上で知り合った女子中学生の誘拐事件など、全国各地でトラブルが後を絶ちません。「自分は大丈夫」は通用しません

裏面に北海道警察サイバーセキュリティ対策本部より出されているリーフレット「危険なインターネット上の知り合い 危険なインターネット上の知り合い」を載せてあります。内容を読んで、よく考えてみてください。

